

学校感染症による出席停止について

学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法に定められた感染症のことをいいます。児童が感染症にかかった場合、本人の休養と他への伝染・流行を防ぐため、出席停止（欠席日数に含まれません）の処置をとることになっております。

万一、お子さんが感染症と診断された場合は、医師の登校許可が出るまでは出席停止となります。裏面の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり休養させてください。

なお、医師より登校の許可が出ましたら（口頭でよい）、下記の登校届を保護者の方が記入し（インフルエンザの場合は型まで、型が不明の場合は「型は不明」と記入）、登校の際に学級担任へ提出してください。

- ・学級休業中の発症の場合も提出してください。
- ・インフルエンザの場合は発症した日から数えて5日間は出席停止となりますので最短で6日間は学校を休む形となります。

登 校 届

足利市立毛野小学校長 様

年 組 番 児童氏名

病名	
診断を受けた病院	
症状が出た日	令和 年 月 日 ()
診断された日	令和 年 月 日 ()
学校を休んだ期間	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()

医師の許可が出ましたので登校します。

令和 年 月 日

保護者氏名 ㊟